



第三十七条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 寡婦修学資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（寡婦修学資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該大學等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

第三十八条の表第九条第二項の項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改め、同表第二十条の項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改める。

附則第八条第三項中「第八条第一項」の下に「及び第四項」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この政令による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第八条第四項、第三十一条の六第四項及び第三十七条第四項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付を受けた母子修学資金及び母子就学支度資金、父子修学資金及び父子就学支度資金並びに寡婦修学資金及び寡婦就学支度資金の貸付金のうち、当該資金の貸付けを受けた者又はその者以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが施行日以後に受ける大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第三条に規定する大学等における修学の支援の額に相当する額についても適用する。

3 新令第十七条（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第十八条第二項（新令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに新令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定は、新令第十七条（新令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）に規定する違約金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第十八条第二項において準用する新令第十七条の規定による徴収金のうち施行日以後の期間に対応するものの額の計算について適用し、当該違約金及び徴収金のうち施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお從前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 貢三